

令和 5 年 第 3 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和5年3月27日（月）

色麻町農業委員会進行録

令和5年3月27日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担 当	氏 名
1	農 政	高 橋 たえ子
2	農 地	堀 籠 慶 浩
3	農 地	鎌 田 一 宣
4	農 政	早 坂 勝 一
5	農 政	渡 へ 義 彦
6	農 政	齋 條 仁 美
7	農 地	菅 原 敏 臣
8	農 地	阿 部 きよ子
9	農 地	大 泉 貞 行
10	農 政	早 坂 成 弘
11	農 政	畑 中 長 悦
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 11名 ・ 欠席委員 1名

・会議録書記 遠 藤 由 美 ・ 事務局長 高 橋 康 起

議決事項 議案第6号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第7号 農用地利用集積計画(案)の意見決定について
議案第8号 令和5年度農作業標準賃金額(案)及び賃借料情報の提供(案)
の公表について
議案第9号 農地法第3条の規定による下限面積(別段の面積)の廃止につい
て

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は11名、欠席委員は1名でございます。
11番 大泉貞行会長職務代理者 より欠席の通告がございましたので報告いたします。

議長 定足数に達しておりますので、第3回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、1番 高橋 たえ子 委員、2番 堀 籠 慶 浩 委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・
それでは議事に入ります。

議長 議案第5号、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第5号、農地法第3条の規定による許可決定について。
上記について下記のとおり農業委員会長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号3番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号3番 譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地、大字新大原〇〇番地、地目、畑、地積570㎡、申請事由につきましては記載のとおりでございます。
譲受人の〇〇さんは、育苗ハウスとして賃借していたハウス付きの当該農地を引き続き同様の目的で所有するものであり、農地の効率的利用、労

働力は問題なく、農業委員会の定める別段の面積も超えており、許可要件を満たしているものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。

事務局長 現地調査の報告を11番 畑中長悦委員よりお願いします。

畑中委員 それでは、番号3番について、現地確認の報告をいたします。

去る、3月10日、担当委員 高橋たえ子委員、堀籠会長、それに私と、遠藤次長の4名で確認を行いました。

申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。

私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願ひ申し上げ報告といたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号3番については、可と決しました。

議長 **番号4番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号4番 譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地、大字新下本町〇〇番地、地目、田、地積1,450㎡、申請事由につきましては記載のとおりでございます。

譲受人の〇〇さんは、〇〇に農地を所有し、引き続き耕作目的で所有するものであり、農地の効率的利用、労働力は問題なく、農業委員会の定める別段の面積も超えており、許可要件を満たしているものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を11番 畑中長悦委員よりお願いします。

畑中委員 それでは、番号4番について、現地確認の報告をいたします。
現地調査の日程及び担当委員については、番号3番の報告と同様であり、申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。
申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長 ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

 【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

 【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号3番については、可と決しました。
以上で、議案第5号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議 長 議案第6号、農用地利用集積計画(案)の意見決定についてを議題といたします。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第6号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議 長 **番号35番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号35番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人、農事組合法〇〇代表理事〇〇さん、土地の所在、王城寺字新山下〇〇番地、外3筆、地目 田、地積12, 803㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である 農事組合法人〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号35番は可と決しました。

議 長 番号36番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号36番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在 一の関字台通〇〇番地〇、外4筆、地目、田及び畑、地積2, 102㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、地域の担い手である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号36番は可と決しました。

議 長 番号37番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号37番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、四竈字新大坊〇〇番地、外4筆、地目、田、地積9, 869㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、地域の担い手である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号37番は可と決しました。

議 長 番号38番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号38番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、四竈字根岸〇番地〇、地目、田、地積1,949㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、地域の担い手である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号38番は可と決しました。

議 長 番号39番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号39番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、大字新原〇〇番火、外4筆、地目、田、地積8,084㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号39番は可と決しました。

事務局長 番号40番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

番号40番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在 大字新大原〇〇番地、外6筆、地目、田、地積12,081㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号40番は可と決しました。

議 長 番号41番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号41番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、高根字新向田〇〇番地、外9筆、地目、田、地積23,414㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

議長 【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号41番は可と決しました。

事務局長 番号42番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

番号42番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、四竈字新赤欠〇〇番地、外6筆、地目、田、地積16,781㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号42番は可と決しました。

議長 番号43番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号43番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、四竈字大原〇番地〇、地目、畑、地積9,966㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号43番は可と決しました。

議長 次の番号44番から46番は、私が代表を務める法人の議事でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席いたします。

【議長退席後】

臨時議長 それでは、暫時の間、私が議長を務めさせていただきます。

臨時議長 番号44番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号44番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人、有限会社〇〇代表取締役〇〇さん、土地の所在、大字新焼切〇番地〇、外7筆、地目、田、地積15,961㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である有限会社〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

臨時議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

臨時議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

臨時議長 全員賛成ですので、番号44番は可と決しました。

臨時議長

番号45番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号45番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人、有限会社〇〇代表取締役〇〇さん、土地の所在、四竈字新柳町番地、外1筆、地目、田、地積5,844㎡、賃貸及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である有限会社〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

臨時議長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

臨時議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

臨時議長

全員賛成ですので、番号45番は可と決しました。

臨時議長

番号46番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号46番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人、有限会社〇〇代表取締役〇〇さん、土地の所在、一の関字新台通〇番地〇、外10筆、地目、田、地積23,571㎡、賃貸及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である有限会社〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

臨時議長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

臨時議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

臨時議長 全員賛成ですので、番号46番は可と決しました。
【退席者着席後】

議長 番号47番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号47番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、四竈字新大坊〇〇番地、外7筆、地目、田、地積14,027㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号47番は可と決しました。

議長 番号48番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号48番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、四竈字新宿〇番地〇、外12筆、地目、田、地積14,668㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号48番は可と決しました。

議長 番号49番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号49番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、黒沢字新寺〇〇番地、外9筆、地目、田、地積13,332㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号49番は可と決しました。

議長 番号50番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号50番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、四竈字東原〇番地〇、外1筆、地目、田、地積9,398㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号50番は可と決しました。

議長 番号51番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号51番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在 四竈字東原〇番地〇、外7筆、地目、田、地積35, 236㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号51番は可と決しました。

議長 番号52番は、〇〇委員が関係する議事でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席していただきます。

【委員退席後】

議長 番号52番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号52番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在 大字新大原〇番地〇、外4筆、地目、田、地積7, 341㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号52番は可と決しました。

【退席者着席後】

議長 番号53番は、〇〇委員が関係する議事でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席していただきます。

【委員退席後】

議長 番号53番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号53番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在黒沢字新千苺田〇番地、外5筆、地目、田、地積16,831㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号53番は可と決しました。

【退席者着席後】

議長 番号54番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号54番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、清水字志田際〇〇番地、外19筆、地目、田、地積21,762㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号54番は可と決しました。

議長 番号55番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号55番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、一の関字新西原前〇〇番地、外7筆、地目、田、地積15,785㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号55番は可と決しました。

- 議 長 番号56番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号56番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、高根字新浜ノ沢〇番地〇、外1筆、地目、田、地積3,275㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。
- 設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた地域の担い手である〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。
- 議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
- 【異議なしの声あり】
- 議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 【全員挙手あり】
- 議 長 全員賛成ですので、番号56番は可と決しました。
- 議 長 以上で、第6号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。
- 議 長 議案第7号、令和5年度農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報の提供（案）の公表についてを議題といたします。
- 議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 議案第7号 令和5年度農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報の提供（案）の公表について。
- 上記について下記のとおり定めたいので審議されたい。
- 事務局長 本件につきましては、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第3項第2号に定める農業委員会が行う調査及び情報の提供に基づき行うものがあります。
- 議 長 それでは、お配りしております別紙をご覧ください。
- この件につきましては、1月に農政担任委員会で審議いただき、その結果に基づき、2月の全員協議会で協議していただいたとおりでございます。

なお、協議の結果、防除作業及び稲刈の収摺調整までの項目で標準額の見直しを行っております。

事務局長 次に、賃借料情報の提供(案)でございますが、この件につきましても2月の全員協議会にお諮りしたとおりで、令和4年で賃貸借が行われた契約等を勘案し、算出したものであります。

なお、各農地区分における参考賃借料は、前年と同額となったしだいでございます。

事務局長 以上のとおりご審議くださいますようお願いいたします。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、第7号議案、令和5年度農作業標準賃金額(案)及び賃借料情報の提供(案)の公表については、原案のとおり決しました。

議長 議案第8号、農地法第3条の規定による下限面積(別段の面積)の廃止についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第8号、農地法第3条の規定による下限面積(別段の面積)の廃止について。農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条第2項の規定に基づき決定していた下記について、廃止したいので審議されたい。

空き家に付属した農地等で農業委員会が指定した農地に限定した下限面積(別段の面積)(令和4年3月29日、色麻町農業委員会告示第4号)については、令和5年3月31日付で廃止とする。

農地の権利取得にあたっては、農地法第3条第2項第5号で取得後の農地面積が50アール以上となることが要件となっております。ただし、農業委員会が農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、別段の面積を定め告示したときは、当該面積が下段面積となります。

令和5年4月1日施行の農地法の一部改正により下段面積、いわゆる50アール要件が廃止されることから別段の面積の効力は失われますが、改正法施行の前に廃止の手続を行うものであります。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、議案第8号議案、農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）の廃止については、原案のとおり決しました。
本日附議されました案件につきましては、以上であります。
第3回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時03分

閉会時刻：午前10時53分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和5年3月27日

議長（会長） 堀 籠 勝 恵 ⑩

署名委員 高 橋 たえ子 ⑩

署名委員 堀 籠 慶 浩 ⑩